## 電気通信大学UEC国際アンバサダー規程

令和元年 7月10日 改正 令和 2年12月22日

(設置)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)に、UEC国際アンバサダー(以下「アンバサダー」という。)を置く。

(目的)

第2条 アンバサダーは、本学の同窓生等による支援のもと、国際交流活動の充実を図りつつ、優秀な留学生の獲得に資することを目的とする。

(要件)

- 第3条 アンバサダーは、次の各号のいずれかの要件を満たすもののうち、アンバサダー としての活動を行う能力を有する者とする。
  - (1) 留学生として本学に在学し卒業又は修了した者
  - (2) 本学の短期留学プログラムの修了生
  - (3) その他学長が特に認めた者

(支援内容)

- 第4条 アンバサダーは、学長の求めに応じ、次の各号に掲げる支援を行う。
  - (1) 本学に留学を希望する学生への支援
  - (2) 海外における本学の周知活動への支援
  - (3) 海外における日本留学フェアなど進学説明会への支援
  - (4) 電気通信大学国際教育センター等が主催するセミナーへの支援
  - (5) その他、本学の国際交流活動への支援

(委嘱等)

- 第5条 アンバサダーは、教職員からの推薦に基づき、電気通信大学国際戦略推進室運営 委員会の議を経て、学長が委嘱する。
- 2 アンバサダーの推薦にあたっては、推薦書(別紙様式)を電気通信大学国際戦略推進 室長に提出するものとする。

(任期)

- 第6条 アンバサダーの任期は委嘱日の属する年度の翌々年度末とし、再任を妨げない。 (報酬)
- 第7条 アンバサダーには、報酬等は支給しない。

(雑目11)

第8条 この規程に定めるもののほか、アンバサダーに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和元年7月10日から施行する。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

## 「UEC国際アンバサダー」推薦書

電気通信大学学長 殿

所 職 名 推薦者氏名

このたび、「UEC国際アンバサダー」として、本人の了承のもと、下記の者を推薦いたします。

1	候補者:			
	氏名(ふりがな)		(	)
	卒業学科・類または専	<b>専攻名、卒業・修了年</b> 月	、学籍番号	
	現在の勤務先・役職_			
]	E-mail			
3	対応可能な言語 日2	<b>  「語・英語・その他(</b>	)	
1	活動可能な国・地域_			
2	推薦理由:			
				-
3	支援内容:該当する	る支援にチェックを入れ	てください。	
		望する学生への支援		
	□ 海外における本学の周知活動への支援			
	□ 海外における日本留学フェアなど進学説明会への支援			
	□ 電気通信大学国際教育センター等が主催するセミナーへの支援			
	□ その他、本学の	国際交流活動への支援		